外用薬品名	規格単位	薬価 円
（な）		
ナルベイン注２mg	２mg１mL１管	725
ナルベイン注20mg	20mg２mL１管	6,340
（ふ）		
ファセンラ皮下注30mgシリンジ	30mg１mL１筒	351,535
（へ）		
ベスポンサ点滴静注用１mg	１mg１瓶	1,307,092
（あ）		
アレサガテープ４mg	４mg１枚	67.50
アレサガテープ８mg	８mg１枚	93.10

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正）

第二条　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等
一　（略）	一　（略）
二　投薬期間に上限が設けられている医薬品	二　投薬期間に上限が設けられている医薬品
（一）　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬	（一）　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）	ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）
コムクロシャンプー〇・〇五％、カナリア配合錠、アトーゼット配合錠ＨＤ及びアトーゼット配合錠ＬＤ	コムクロシャンプー〇・〇五％及びカナリア配合錠
（二）・（三）　（略）	（二）・（三）　（略）